

令和5年9月25日(月)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、西武建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 どうめき 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-1-1

2 指名停止措置期間

令和5年9月25日から

令和6年1月24日まで(4ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

西武建設株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得られた経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、建設業許可部局である関東地方整備局長から営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第13号に該当する。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13. 当該部局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内